

乙川中部

—— 自然が生きる住みたくなる街 ——

街づくり



販売中保留地

平成29年4月
(1988.1. No.1 発刊)

お願い

・建築行為等の制限について

半田乙川中部土地区画整理事業の施行地区内で次のことをする場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づく許可が必要となりますので、必ず土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書^{※1}を提出し、許可を受けてから建築行為等を行うよう注意してください。

1. 建築物や工作物の新築・改築・増築
2. 事業の障害となるおそれがある土地の形質の変更
3. 重量5トン以上の物件の設置、たい積

・宅地（土地）の所有権等の移転の届出について

知多都市計画半田乙川中部土地区画整理事業施行条例第41条により、施行地区内の土地について、権利の移転があったとき（**相続、売買等**）には、すみやかに届出をすることが必要です。届出がされていないと、仮換地及び敷地地番該当証明書等を発行することができないなど、支障がでることもありますので、移転があったときには必ず**所有権移転届出書^{※2}**の提出をお願いいたします。

※1、2の様式は半田市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。

・清算金について

区画整理事業の終了時に確定測量を行い、仮換地指定地積より増減がある場合、または仮換地に過渡し・不足渡がある場合に、清算金が発生することがあります。清算金は、換地処分（区画整理事業完了）の時点での所有者の方に清算していただくこととなりますので、土地売買の際はご注意ください。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●

半田市役所3階 建設部市街地整備課
(0569) 22-9302/FAX (0569) 23-6061
Email: shigai@city.handa.lg.jp